表面実装技術―表面実装部品（SMD）の輸送及び保管条件―指針	C5070
環境試験方法―電気・電子―第2―21部：試験―試験U：端子強度試験方法	C60068―2―21
オーディオ，ビデオ及び類似の電子機器―安全性要求事項	C6065
人工水晶	C6704
光ファイバ通則	C6820
光ファイバ構造パラメータ試験方法―寸法特性	C6822
マルチモード光ファイバ帯域試験方法	C6824
光ファイバ構造パラメータ試験方法―光学的特性	C6825
低圧開閉装置及び制御装置―第5部：制御回路機器及び開閉素子―第2節：近接スイッチ	C8201―5―2
一次電池通則	C8500
電気掃除機	C9108
家庭用及びこれに類する電気機器の安全性―第2―209部：家庭用電気治療器の個別要求事項	C9335―2―209
二輪自動車―エンジンネット出力試験方法	D1000
ディーゼル機関―燃料噴射ポンプの取付け寸法―第3部：端面フランジ取付け式燃料噴射ポンプのフランジ	D3603―3
ディーゼル機関―燃料噴射ポンプのカム軸端及びハブのテーパ部	D3608
自動車部品―ホイール―取付方式及び寸法	D4220
自動車―圧縮着火式内燃機関―排出ガスの不透過率測定及び光吸収係数測定用の機器	D8005
灯油	K2203
ディーゼル機関―NOx還元剤AUS　32―第1部：品質要件	K2247―1
プラスチック―ポリアミド（PA）成形用及び押出用材料―第2部：試験片の作製方法及び特性の求め方	K6920―2
プラスチック―試験片	K7139
高アルミナ質及び粘土質プラスチック耐火物の強さ試験方法	R2575
高アルミナ質及び粘土質プラスチック耐火物の線変化率試験方法	R2576
耐火物の圧縮クリープの試験方法	R2658
型板ガラス	R3203
ガラスチョップドストランド	R3419
粘着テープ・粘着シート試験方法	Z0237
セロハン粘着テープ	Z1522
紙粘着テープ	Z1523
包装用布粘着テープ	Z1524
両面粘着テープ	Z1528
印刷用粘着フィルム	Z1529
印刷用粘着紙	Z1538
包装用ポリプロピレン粘着テープ	Z1539
超強力両面粘着テープ	Z1541
防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ	Z1901

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成21年12月21日に下記の日本工業規格を廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成21年12月21日

経済産業大臣　直嶋　正行

記

廃止された日本工業規格

全プラスチックマルチモード光ファイバ構造パラメータ試験方法	C6862
写真用エレクトロニックフラッシュ装置の安全性要求事項	C9491
キャスタブル耐火物の粒度試験方法	R2552
軽量キャスタブルの粒度試験方法	R2652

公　開　欄

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第８号

国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。

平成21年12月21日　　運輸審議会

１　事案の件名

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
平21第4001号	鉄道の旅客運賃の上限設定の認可	京成電鉄株式会社	１．普通旅客運賃 ３キロメートルまで200円、３キロメートルを超え５キロメートルまで300円、５キロメートルを超え９キロメートルまでの部分２キロメートルまでを増すごとに70円加算、９キロメートルを超え11キロメートルまで500円、11キロメートルを超え14キロメートルまで570円、14キロメートルを超え17キロメートルまで630円、17キロメートルを超え23キロメートルまでの部分３キロメートルまでを増すごとに50円加算、23キロメートルを超え29キロメートルまでの部分３キロメートルまでを増すごとに30円加算、29キロメートルを超え45キロメートルまでの部分４キロメートルまでを増すごとに30円加算、45キロメートルを超え49キロメートルまで930円、49キロメートルを超え52キロメートルまで950円とする対キロ区間制の運賃とする。 ２．定期旅客運賃（１か月） 次の割引率で算定した額とする。 ⑴　通勤定期旅客運賃　30％ ⑵　通学定期旅客運賃　56％

２　日　　時　平成22年１月26日（火）及び28日（木）いずれも午前11時30分から

３　場　　所　東京都千代田区霞が関２丁目１番３号　合同庁舎第３号館
国土交通省10階共用大会議室

４　主宰者　運輸審議会

５　公述の申出

⑴　公聴会において公述しようとする方は、公述申込書及び公述書それぞれ３部を平成22年１月６日（水）までに必ず到着するよう、国土交通省運輸審議会（東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　郵便番号100―8918）あてお送りください。

⑵　公述申込書には、事案番号、事案の種類、事案の申請者、公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、住所、職業、年令（法人・団体等の場合にあっては、その名称及び住所並びにその法人・団体等を代表して公述しようとする方の氏名（振り仮名を付してください。）、職名及び年令）及び事案に対する賛否を記載してください。また、自宅、勤務先等の連絡先電話番号を付記してください。

⑶　公述は、公述書に記載されたところにしたがってこれをしなければならないと規定されておりますので、公述書には、公述しようとする方ごとに、その氏名及び公述しようとする内容を具体的に記載してください。

⑷　議事の整理上、一般公述人の人数は、30人以内とし、また、１人の公述時間は15分以内とします。一般公述人は、なるべく各界各層に公述の機会が公平になるよう、また、同種の意見が重複しないよう選定します。選定された方には、本人あて通知するとともに、その氏名を平成22年１月15日（金）午前10時から運輸審議会及び関東運輸局の掲示板に掲示します。